

**横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託  
(南部)**

**プロポーザル方式実施要領**

**提案書作成要領**

**提案書評価基準**

**令和2年10月28日**

**横浜市環境創造局**

## 目次

<b>第1章</b>	<b>プロポーザル方式実施要領</b>	<b>1</b>
1	趣旨	1
2	実施の公表	1
3	提案書の内容	1
4	評価	1
5	評価委員会	2
6	評価結果の審査	2
附	則	2
<b>第2章</b>	<b>提案書作成要領</b>	<b>3</b>
1	件名	3
2	業務の内容	3
3	プロポーザル参加者の資格（提案資格要件）	3
4	参加に係る手続き	7
5	質問書の提出	7
6	提案書の内容	8
7	提案書及び共同企業体結成届の提出	9
8	スケジュール	11
9	評価基準	11
10	プロポーザルに関するヒアリング	11
11	プロポーザルに係る審議	12
12	特定・非特定の通知	12
13	プロポーザルの取扱い	12
14	プロポーザル手続きにおける注意事項	13
15	無効となるプロポーザル（欠格要件）	13
16	その他	13
<b>第3章</b>	<b>提案書評価基準</b>	<b>15</b>
1	評価の手法	15
2	評価点	18
3	受託候補者の特定方法	18

## 第1章 プロポーザル方式実施要領

### 1 趣旨

「横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

### 2 実施の公表

実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料、特記仕様書、事業契約書（案）により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) プロポーザル評価委員会（以下、「評価委員会」という。）及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

### 3 提案書の内容

提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務の実績
- (2) 実施方針
- (3) 業務内容への提案
- (4) 追加提案
- (5) 業務実施体制
- (6) 地域貢献度
- (7) 企業としての取組

### 4 評価

プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の実績
- (2) 実施方針
- (3) 業務内容への提案
- (4) 追加提案
- (5) 業務実施体制
- (6) 地域貢献度
- (7) 企業としての取組

2 評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、評価点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

4 各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

## 5 評価委員会

評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング等

2 評価委員会の委員は、「下水道管路の包括的民間委託検討部会設置運営要綱（令和元年12月27日制定）により設置された下水道管路の包括的民間委託検討部会の部会員が務めることとし、委員長の職務は部会長が担う。

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、他の委員がその職務を代理する。

4 委員長は、評価結果を環境創造局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

5 その他評価委員会に関することについては、「横浜市下水道事業経営研究会運営要綱（令和元年11月11日改正）」に準じるものとする。

## 6 評価結果の審査

選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

## 附 則

この要領は、令和2年10月28日から施行する。

## 第2章 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりである。

### 1 件名

横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

### 2 業務の内容

別紙「業務説明資料」のとおり

### 3 プロポーザル参加者の資格（提案資格要件）

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格条件を全て満たした共同企業体であり、参加にあたっては提案資格の確認を受けなければならない。

#### （1）共同企業体の資格条件

ア 構成員数は4者以上とし、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」もしくは横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」を4者以上含めること。

イ 各構成員（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）の場合はその組合員を含む。）は、本件に係るプロポーザルにおいて、同時に2以上の共同企業体の構成員（組合の場合はその組合員を含む。）になることができない。

ウ 組合の組合員は、当該組合が構成員となっている共同企業体の他の構成員になることができない。

エ 共同企業体は、構成員の中から代表構成員1者を定め、代表構成員より本プロポーザルに係る各種資料等を提出すること。

#### （2）共同企業体の構成員の資格条件

ア 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有するものであること。

イ 本市が発注した下水道管路施設に関連する工事又は委託のうち、平成27年度から令和元年度に完了したものを受注又は受託した者であること。

ウ 提案資格確認結果の通知日から受託候補（予定）者通知書の送付日（令和3年3月上旬（予定））までのいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱にもとづく指名停止を受けていないものであること。（ただし、横浜市指名停止等措置要綱第9条第1項に定める「軽微な事由による指名停止」は除く。）

エ 詳細調査業務を実施する構成員は、令和2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）において「下水道管等保守 細目C（下水道管調査）」に登録を認められたもののうち、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」又は「準市内企業」である2者以上で構成し、そのうち1者以上は「市内企業」とすること。

オ 清掃業務を実施する構成員は、令和2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・

委託)において「下水道管等保守 細目A(下水道管清掃)」に登録を認められ、かつ横浜市の産業廃棄物収集運搬業についての許可を取得している者のうち、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」である1者以上で構成すること。

カ 修繕工事業務を実施する構成員は、令和2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(工事)において「土木 細目a(一般土木)」に登録を認められた者のうち、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」である1者以上で構成すること。

キ 統括・マネジメント業務を実施する構成員は、令和2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量)において「土木設計 細目H(下水道管等の設計)」に登録を認められた者のうち、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」もしくは「準市内企業」、又は上記エ〜カの構成員の要件を1以上満足する2者以上で構成し、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」又は横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱 第2条における「市内企業」を1者以上含めること。

ク 構成員は上記エ〜キのうち、複数の業務を実施することができる。

ケ 業務責任者として、以下の条件を全て満たす者を専任で配置すること。

(ア) 構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

(イ) 下水道法第22条の有資格者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。

(ウ) 技術士(上下水道部門 又は 総合技術監理部門)を有する者。

(エ) 下水道管路施設の維持管理業務(調査、清掃、管路の修繕工事又は既設下水道管に係る設計業務に限る。)に関する10年以上の実務経験を有する者。

(オ) 日本語に堪能(日本語通訳が確保できればよい。)でなければならない。

コ 副業務責任者として、以下の条件を全て満たす者を1名以上配置すること。ただし、2名以上の者を配置する場合に限っては、それぞれの役割を明確にすること。

(ア) 構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約がある者。

(イ) 下水道法第22条の有資格者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。

(ウ) 下水道管路施設の維持管理業務(調査、清掃、管路の修繕工事又は既設下水道管に係る設計業務に限る。)に関する7年以上の実務経験を有する者。

(エ) 日本語に堪能(日本語通訳が確保できればよい。)でなければならない。

サ 詳細調査業務を実施する主任技術者として、以下の条件をすべて満たす者を1名以上配置し、常駐させること。ただし、2名以上の者を配置する場合に限っては、それぞれの役割を明確にすること。

(ア) 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

(イ) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理主任技士」又は

- 「下水道管路専門技士（調査）」の資格を有する者。
- (ウ) 「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者。
- (エ) 下水道管路施設の詳細調査業務に関する2年以上の実務経験を有する者。
- シ 清掃業務を実施する主任技術者として、以下の条件をすべて満たす者を1名以上配置し、常駐させること。ただし、2名以上の者を配置する場合に限っては、それぞれの役割を明確にすること。
- (ア) 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。
- (イ) 地方共同法人日本下水道事業団の「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者。
- (ウ) 「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者。
- ス 修繕工事業務を実施する主任技術者として、建設業法に基づく土木工事業に係る主任技術者を1名以上配置し、常駐させること。また、当該技術者は以下の条件を全て満たすこと。ただし、2名以上の者を配置する場合に限っては、それぞれの役割を明確にすること。
- (ア) 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
- (イ) 建設業法第26条1による主任技術者であること。
- (ウ) 「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の資格を有する者。
- セ 統括・マネジメント業務を実施する主任技術者として、以下の条件をすべて満たす者を1名以上配置すること。ただし、2名以上の者を配置する場合に限っては、それぞれの役割を明確にすること。
- (ア) 当該業務を実施する構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ参加意向申出書の提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。
- (イ) 下水道法第22条の有資格者、公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）」を有する者。
- ソ 業務責任者及び副業務責任者は上記サ～セの主任技術者を兼務することができる。
- タ 本件プロポーザルに参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。
- (ア) 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合
- a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) その他業務を執行する者であつて、(a) から (c) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合



#### 4 参加に係る手続き

##### (1) 参加意向申出書等の提出

プロポーザルの提出の意思について、次のとおり、参加意向申出書等の一式の書類について提出すること。なお、構成員は代表構成員へ委任する事項について、委任状（様式3）によりその内容を明確にすること。

ア 提出期限 令和2年11月16日（月） 17時00分まで（必着）

イ 提出先 〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課 管路マネジメント担当

e-mail : [ks-hozeniji@city.yokohama.jp](mailto:ks-hozeniji@city.yokohama.jp)

電話 : 045-671-2831

ウ 提出方法 持参又は郵送

（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送するとともに発送後、下記担当に電話連絡をすること。）

エ 提出書類	・参加意向申出書（様式1）	1部
	・構成企業一覧（様式2）	1部
	・委任状（様式3）	1部
	・プロポーザル参加資格申請書（様式4）	1部
	・配置予定者の資格（様式5）	1部

##### (2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面（様式6）により通知する。

ア 通知日 令和2年11月25日（水） 17時00分までに行う。

イ その他

（ア）提出された資料に記載した配置予定者は病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更はできない。

（イ）提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができるものとする。

（ウ）書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日5日後の17時00分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

（エ）本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所開庁日5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

#### 5 質問書の提出

##### (1) 参加意向申出書等の提出に係る内容

参加意向申出書等の提出に係る内容について質問のある場合は、次のとおり、質問書（様式7）を電子メールで提出すること。なお、質問できる者は、3 プロポーザル参加者の資格（提案資格要件）のうち、（2）共同企業体の構成員の資格要件 ア～キの要件に該当する

者とする。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

- ア 提出期限 令和2年11月4日(水) 17時00分まで(必着)
- イ 提出先 横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課 管路マネジメント担当  
e-mail : [ks-hozeniji@city.yokohama.jp](mailto:ks-hozeniji@city.yokohama.jp)  
電話 : 045-671-2831
- ウ 提出方法 電子メール  
(Microsoft Word 2013以上で作成したものをPDF化し、添付したメールを送信後、上記担当に電話連絡すること。)
- エ 回答期限 令和2年11月10日(火) 17時00分までに行う。
- オ 回答方法 本市ホームページに掲載
- カ その他 電話等での問い合わせには対応しないので、質問内容が明確になるように記載すること。

## (2) 提案書の作成に係る内容

提案書の作成に係る内容について質問のある場合は、次のとおり、質問書(様式7)を電子メールで提出すること。なお、質問できる者は、4 参加に係る手続き(2)提案資格確認結果の通知で提案資格が認められた者とし、提案資格が認められた全者に回答する。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要である。

- ア 提出期限 令和2年12月4日(金) 17時00分まで(必着)
- イ 提出先 横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課 管路マネジメント担当  
e-mail : [ks-hozeniji@city.yokohama.jp](mailto:ks-hozeniji@city.yokohama.jp)  
電話 : 045-671-2831
- ウ 提出方法 電子メール  
(Microsoft Word2013以上で作成したものをPDF化し、添付したメールを送信後に電話連絡すること。)
- エ 回答期限 令和2年12月18日(金) 17時00分までに行う。
- オ 回答方法 電子メール
- カ その他 電話等での問い合わせには対応しないので、質問内容が明確になるように記載すること。

## 6 提案書の内容

(1) 提案については、次の項目に関する事項を所定の提案書様式(様式8)に記載するとともに、根拠資料を添付すること。なお、別途添付する根拠資料は、書類評価の対象としない。

- ア 業務の実績 (要領1-1、1-2)
- イ 実施方針 (要領2-1、2-2)
- ウ 業務内容への提案 (要領3-1、3-2、3-2)
- エ 追加提案 (要領4)

- オ 業務実施体制 (要領 5-1、5-2)
- カ 地域貢献度 (要領 6)
- キ 企業としての取組 (要領 7)

(2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意する。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述すること。
- イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能である。
- ウ 文字は注記等を除き原則として 11 ポイント以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述すること。
- エ 多色刷りも可とするが、複写する際にモノクロとなる場合があるので留意すること。
- オ 記載内容が知的財産権等の排他的権利を有する場合は、様式 8 の右上のチェックボックスにチェックをいれること。

## 7 提案書及び共同企業体結成届の提出

(1) 提出期限 令和 3 年 1 月 14 日 (木) 17 時 00 分まで (必着)

(2) 提出部数 提案書：6 部 (紙：正 1 部、複写 5 部、電子：DVD 媒体等 1 部)  
(提案書複写 5 部は構成員名が分からないよう、アルファベットによる伏字とすること。その際、使用するアルファベットは A から順に使用すること。(例：A 企業、B 企業、組合の場合も、「企業」とすること。)  
(提案書は正、複写ともに片面で印刷すること。)  
根拠資料：2 部 (紙：正 1 部、複写 1 部、電子：DVD 媒体等 1 部)  
共同企業体結成届：1 部 (書式は任意とする。提案書、根拠資料のファイルには綴じないこと。)

パイプ式ファイルを使用しファイル数を極力少なくするとともに、インデックスを作成する等、見やすく整理すること。

(3) 提出先 〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市環境創造局下水道管路部管路保全課 管路マネジメント担当

e-mail : [ks-hozeniji@city.yokohama.jp](mailto:ks-hozeniji@city.yokohama.jp)

電話 : 045-671-2831

(4) 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送するとともに発送後担当に電話連絡をすること。)

(5) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しない。
- イ 提出された資料は返却しない。
- ウ 提案書に記載した配置予定者は病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更はできない。
- エ 提案書の提出は 1 者につき 1 案のみとする。

- オ 提案内容の変更は認められない。
- カ 提案書（様式8）と根拠資料は別冊のファイルで綴じること。
- キ 提案書の電子版はMicrosoft Word2013 以上及びPDF で作成し、提出すること。

## 8 スケジュール

年 月 日		内容
令和2年	10月28日(水)	公募資料の公表
	11月4日(水)	提案資格に係る質問書の提出期限
	11月10日(火)	提案資格に係る質問への回答期限
	11月16日(月)	参加意向申出書等の提出期限(提案者→市)
	11月25日(水)	提案資格確認結果の通知期限(市→提案者)
	12月4日(金)	提案書作成に係る質問書の提出期限
	12月18日(金)	提案書作成に係る質問への回答期限
令和3年	1月14日(木)	提案書の提出期限
	2月下旬	提案者の評価
	3月中旬	受託候補者の特定

## 9 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行う。

- (1) 実施日時(予定) 令和3年2月下旬
- (2) 実施場所(予定) JR桜木町駅もしくはJR関内駅周辺の会議室(横浜市役所含む)
- (3) 出席者 業務責任者を含む4名以下とすること。
- (4) その他

ア プレゼンテーションにあたっては、提案書のほかに紙媒体資料(以下、「ヒアリング配布資料」という。)を用いることができる。その場合、ヒアリング配布資料は6部用意すること。なお、ヒアリング配布資料はDVD等の電子媒体等で1部本市へ提出すること。

イ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。パワーポイントやデモ機による実演等、パソコン及びプロジェクターを用いた説明が可能である。(ただし、搬入には十分留意すること。)

ウ 本市で用意する機器はスクリーン及びコンセント(電気延長ケーブル含む)のみとし、パソコン、プロジェクター、ケーブル(パソコンとプロジェクターを接続するもの)については、提案者が用意すること。

エ 1者あたりのヒアリング時間は25分程度を予定しているが、実施日時や実施場所等の詳細については、「4(2)提案者資格確認結果通知」の際に提示する。

## 11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行う。

名 称	環境創造局第一入札参加資格審査・委託業者選定委員会	横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関すること	プロポーザルの評価・特定に関すること
委 員	環境創造局長 環境創造局総務部長 環境創造局政策調整部長 環境創造局環境保全部長 環境創造局みどりアップ推進部長 環境創造局下水道施設部長 環境創造局下水道管路部長 環境創造局公園緑地部長 環境創造局技術監理課長 環境創造局経理経営課長 財政局契約第二課長 財政局公共施設・事業調整課長	東京大学大学院 工学系研究科教授 横浜市立大学大学院 国際総合科学群教授 横浜市国立大学大学院 国際社会科学研究院教授 (公財)横浜企業経営支援財団系支援部経営支援担当部長 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士

## 12 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及び理由を結果通知書（様式9）により通知する。

- (1) 通知日（予定） 令和3年3月中旬
- (2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時00分までに提案書提出先まで提出しなければならない。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答する。

## 13 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された提案書（ヒアリング配布資料も含む）（以下、「提案書等」という。）は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提案書等は、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) プロポーザルの実施のために本市が作成した資料は、本市の了解を得ることなく公表、使用することはできない。

#### 14 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、環境創造局第一指名業者選定委員会において特定を見合わせることもある。
- (2) プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、提案内容に沿って実施しなければならない。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日提案内容等に基づき、本市の決定した予定事業費の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において協議の上、若干の修正を行うことがある。

#### 15 無効となるプロポーザル（欠格要件）

以下の項目に該当した者は提案者の資格を失うこととなり、その旨及びその理由を書面（様式10）により通知する。通知を受けた時点より該当提案者に係るプロポーザルにおける手続きは無効となる。

欠格となった旨の通知を受けた提案者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができるものとする。書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所開庁日5日後の17時00分までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所開庁日5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 提案書の記載内容が公募資料に記載された内容を満たしていないもの
- (6) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (7) 虚偽の内容が記載されているもの
- (8) 本プロポーザルに関して評価委員会委員との接触があった者
- (9) ヒアリングに出席しなかった者
- (10) 関係法令等に抵触するもの

#### 16 その他

(1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

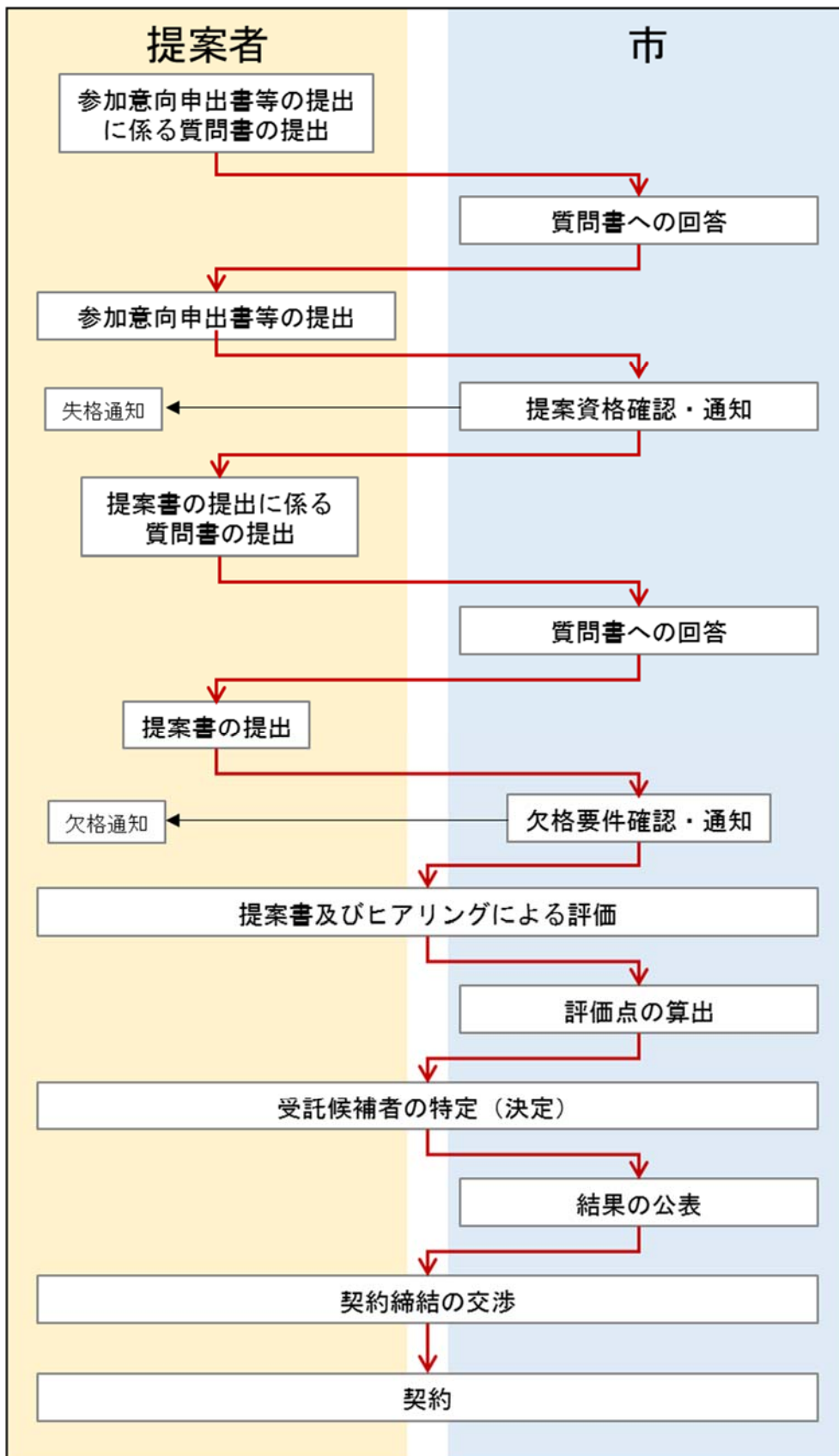
ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

プロポーザルを特定した者は本市が作成する事業契約書（案）を基に、契約書の作成を要する。

参 考 受託者選定フロー





### 第3章 提案書評価基準

#### 1 評価の手法

表1～表2に示す評価項目及び着眼点について、評価はA～Dの4段階評価とする。

- ・ A 特に優れている (10点)
- ・ B 優れている (7.5点)
- ・ C 普通である (5点)
- ・ D 普通よりやや劣る (2.5点)

ただし、下記については2段階評価とする。

##### ①-4及び⑦

- ・ 満たしている (①-4は10点、⑦は1点)
- ・ 満たしていない (①-4は5点、⑦は0点)

##### ⑤-3

- ・ 保有又はリース契約状況を確認できる (10点)
- ・ 保有又はリース契約状況を確認できない (5点)

また、①-1、①-2については下記の算出式により点数を算出する。

$10 \times \text{当該提案者の金額} \div \text{全提案者の最高金額}$  (小数点以下第二位切り捨て)

⑥-1については下記の算出式により点数を算出する。

$10 \times \text{当該提案者の市内企業数} \div \text{全提案者の最大市内企業数}$  (小数点以下第二位切り捨て)

表1 評価基準（1/2）

評価項目	着 眼 点	配点	
①業務の実績	①－1. 横浜市環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が発注し、平成27年度から令和元年度に完了した下水道管路施設に係る工事の最終契約金額（JVでの請負工事については自社分）の計。	10点	40点
	①－2. 横浜市環境創造局下水道管路部もしくは土木事務所が発注し、平成27年度から令和元年度に完了した下水道管路施設に係る委託の最終契約金額（JVでの受託委託については自社分）の計。	10点	
	①－3. ①－1の対象工事及び①－2の対象委託（成績評定点の通知を受けているものに限る）の成績評定点の平均点。	10点	
	①－4. 統括マネジメント業務を担当する企業が、共同企業体の代表構成員の経験を有しているか（発注者又は委託者が他の地方公共団体や官公庁のものでも可）。	10点	
②実施方針	②－1. 業務全体の目的や業務内容に対する理解度。	10点	20点
	②－2. 各業務（詳細調査（計画、緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）の課題認識と、その課題に対する対応方針。	10点	
③業務内容への提案	③－1. 業務全体のセルフチェックの仕組みに対する提案。	10点	30点
	③－2. 計画的詳細調査業務について、品質を確保するための取組に対する提案。	10点	
	③－3. 構成企業間や、関係機関等との対外的な調整を円滑に行うための取組に対する提案。	10点	
④追加提案	④－1. 新たな手法や業務の進め方に関する工夫など、効率的・効果的な業務遂行に資する取組に対する提案。	10点	20点
	④－2. 市職員や市内企業の技術力向上及び市民の下水道事業に対する理解促進に資する取組に対する提案。	10点	

表2 評価基準（2/2）

評価項目	着 眼 点	配 点	
⑤業務実施体制	⑤-1. 構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士、及び別業務を担当する構成員同士の連携がスムーズに図れる体制。	10点	50点
	⑤-2. 本市監督員との連絡を確実かつ速やかに行うための方法。	10点	
	⑤-3. 詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有またはリース（リース会社からリースする場合、または、業者間の賃貸借の場合）している契約状況を提案時点で確認できるか。	10点	
	⑤-4. 危機管理・安全管理体制及び安全対策の方法。	10点	
	⑤-5. 休日や夜間も含め、緊急業務に迅速に対応できる体制。	10点	
⑥地域貢献度	⑥-1. 市内企業の数。（※1）	10点	30点
	⑥-2. 市内企業が担当する業務の割合（事業費ベース）。	10点	
	⑥-3. 本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数。（※1）	10点	
⑦企業としての取組（※2）	⑦-1. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1点	10点
	⑦-2. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1点	
	⑦-3. 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1点	
	⑦-4. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1点	
	⑦-5. 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成	1点	
	⑦-6. 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1点	
	⑦-7. 横浜市地球温暖化対策計画書制度に基づき、計画書を提出しているか。	1点	
	⑦-8. 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進しているか。	1点	
	⑦-9. その他環境に配慮した取組を実施しているか。	1点	
	⑦-10. 公共事業以外で自発的に地域貢献に取り組んでいるか。	1点	
評価点の合計（200点）			

※1 対象に組合が含まれる場合、組合は1者として計算する。

※2 いずれかの構成員が該当していれば「満たしている」として評価する。

## 2 評価点

評価点について、次のように配点を行う。

- (1) 着眼点ごとの評価点を評価項目ごとに集計する。
- (2) 評価項目ごとの評価点を集計し、各評価委員の評価点とする。
- (3) 各評価委員の評価点を合計し、提案者の評価点とする。

## 3 受託候補者の特定方法

各評価委員の評価点の合計が、最も高かった提案者を受託候補者に特定する。なお、提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、全評価委員の評価点の合計が満点(1000点)の55%以上に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。

# 様式集

(様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

## 参加意向申出書

共同企業体名 \_\_\_\_\_  
代表者所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

(添付書類)

- ・構成企業一覧（様式2）
- ・委任状（様式3） ※ 構成企業ごとに用意すること。

連絡担当者  
所属  
氏名  
電話  
FAX  
E-mail

(様式2)

## 構成企業一覧

1 構成企業の役割：●●●●業務（代表企業）	
所在地	印
商号又は名称	
代表者職氏名	
担当者 氏 名	
所 属	
所在地	
電 話	F A X
E-mail	

2 構成企業の役割：●●●●業務	
所在地	印
商号又は名称	
代表者職氏名	
担当者 氏 名	
所 属	
所在地	
電 話	F A X
E-mail	

3 構成企業の役割：●●●●業務	
所在地	印
商号又は名称	
代表者職氏名	
担当者 氏 名	
所 属	
所在地	
電 話	F A X
E-mail	

### 注意事項

- 1 記入欄が足りない場合は、適宜枚数を増やすこと。
- 2 1つの企業が複数の業務を担う場合は、複数業務を担うことを記載すること。

(様式3)

## 委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、貴市との間における下記事項に関する権限を委任します。

### 委 任 事 項

- 1 入札・見積りに関する件
- 1 契約締結に関する件
- 1 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件
- 1 副代理人選任に関する件
- 1 共同企業体の結成に関する件
- 1 共同企業体のプロポーザル参加資格申請に関する件

委任期間 令和 年 月 日から令和6年3月29日まで

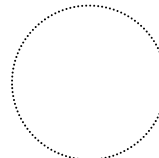
令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

委任者 所 在 地

商号又は名称  
代表者職氏名

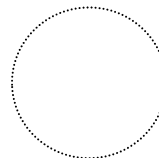
委任者の印（注4）



受任者 所 在 地

商号又は名称  
職 氏 名

受任者の印（注6）



### 注意事項

- 1 委任事項を限定する場合は、委任しない事項を横線で抹消のうえ、訂正印（委任者の印）を押印してください。
- 2 委任事項を追加する場合は、余白に追加した字数を記載し訂正印を押印してください。
- 3 委任者の印は、代表者の職名又は個人名の印を押印してください。  
※社印（社判・角判）等の個人を特定することができない印は、使用できません。
- 4 委任者の所在地は、本店（主たる営業所）の所在地を記入してください。
- 5 受任者の印は、受任者の職名又は個人名の印を押印してください。



(様式4)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

## プロポーザル参加資格申請書

共同企業体名  
代表者 所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

令和2年10月28日付で公告のありました「横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託(南部)」に係る公募型プロポーザルの参加資格の審査を申請します。

- 1 申請内容について、事実と相違ないことを誓約します。
- 2 提案作成要領「3 プロポーザル参加者の資格」の要件を満たすことを誓約します。
- 3 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号。以下、「条例」という。)の趣旨を理解した上で、次の事項について誓約します。
  - (1) 条例第2条第2号に定める暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当しません。また、神奈川県暴力団排除条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実はありません。
  - (2) (1)の誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。また、横浜市が本誓約書及び当該役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。
  - (3) (1)及び(2)の誓約事項と相違する事実が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除や指名停止を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議申立てを行いません。
- 4 参加資格審査のため、横浜市税の課税状況・納税状況につき、関係帳簿等を調査することに同意します。

### 注意事項

- 1 社印(社判・角判)等の個人を特定することができない印は、使用できません。
- 2 本様式の記載事項は変更しないでください。

(様式5)

## 配置予定者の資格

商号又は名称： \_\_\_\_\_

配置予定 業務責任者氏名	
法令による資格 (業務責任者になり得る資格の有無)	資格の名称
	取得年月日
	免許番号等
配置予定 副業務責任者氏名	
法令による資格 (副業務責任者になり得る資格の有無)	資格の名称
	取得年月日
	免許番号等
配置予定 詳細調査業務主任技術者氏名	
法令による資格 (主任技術者になり得る資格の有無)	資格の名称
	取得年月日
	免許番号等

(様式5)

配置予定 清掃業務主任技術者氏名	
法令による資格 (主任技術者になり得る資格 の有無)	資格の名称
	取得年月日
	免許番号等
配置予定 修繕業務主任技術者氏名	
法令による資格 (主任技術者になり得る資格 の有無)	資格の名称
	取得年月日
	免許番号等
配置予定 統括・マネジメント業務 主任技術者氏名	
法令による資格 (主任技術者になり得る資格 の有無)	資格の名称
	取得年月日
	免許番号等

注意事項

- 1 必要に応じて適宜記載欄を追加すること。
- 2 本様式は構成員ごとに作成し、提出すること。
- 3 当該資格を証する書類（登録証の写し等）を添付すること。
- 4 配置予定者にとっては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料（健康保険被保険者証等の写し）を添付すること。

(様式6)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

結果1：資格を有することを認めます。

結果2：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日までに下記担当者へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(様式7)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

## 質 問 書

共同企業体名 \_\_\_\_\_  
代表者 所 在 地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

件名：横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

### 質 問 事 項

(質問内容については公募資料中の項目（公募資料名、ページ、項目番号）を記載すること。

例：業務説明資料、p10、第3章 第3節 1(1)イ)

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(様式8)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

## 提 案 書

共同企業体名 \_\_\_\_\_  
代表者 所在地 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

次の件について提案書を提出します。

件名：横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

### 添付書類

- 1 業務の実績 (要領1-1、1-2)
- 2 実施方針 (要領2)
- 3 業務内容への提案 (要領3)
- 4 追加提案 (要領4)
- 5 業務実施体制 (要領5-1、5-2)
- 6 地域貢献度 (要領6)
- 7 企業の取組 (要領7)

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

(要領 1-1)

【1 業務の実績 (1/2)】

平成 27 年度から令和元年度までの過去 5 か年 (平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月) に完了した横浜市環境創造局下水道管路部又は土木事務所が発注した下水道管路施設の工事及び委託について、下表に記載すること。なお、受注又は受託実績は全構成員の内容が把握できるよう記載すること。

※記載欄が不足する場合は、表を複製し、複数枚にわたって記載すること。(※根拠資料を別途添付すること。)

【工事】

工事件名	受注者名	工事期間	工事の最終契約金額 (最終契約額 単位：円)	横浜市の評定点

【委託】

委託件名	受託者名	委託期間	委託の最終契約金額 (最終契約額 単位：円)	横浜市の評定点

注：使用する文字は 11 ポイント以上とすること。

(要領 1 - 2)

【1 業務の実績 (2 / 2)】

統括マネジメント業務を担当する構成員について、共同企業体の代表企業として工事又は委託を受注又は受託した実績（横浜市以外の地方公共団体・官公庁から発注された業務も含む。）について記載すること。※記載欄が不足する場合は、表を複製し、複数枚にわたって記載すること。（※根拠資料を別途添付すること。）

発注団体	工事又は委託名称	受注又は受託者名	工事又は委託の期間	工事又は委託の最終契約金額

注：使用する文字は 11 ポイント以上とすること。



(要領 2-1)

**【2 実施方針①】**

記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当→□

本業務の実施方針について、業務の目的や内容の理解度を確認するため、以下の項目の内容をA4用紙1ページで記載すること。なお、各項目について、具体的な内容が把握できるよう記載すること。

2-1 業務全体の実施方針

注：使用する文字は11ポイント以上とすること。

(要領 2-2)

【2 実施方針②】

記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当→□

本業務の実施方針について、業務の目的や内容の理解度を確認するため、以下の項目の内容をA4用紙1ページで記載すること。なお、各項目について、具体的な内容が把握できるよう記載すること。

2-2 各業務（詳細調査（計画・緊急）、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント）の課題認識と、その課題に対する対応方針

注：使用する文字は11ポイント以上とすること。

(要領3)

**【3 業務内容への提案】**

記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当→□

本業務を実施するうえで、業務全体の品質を高いレベルで確保するための取組に対する提案について、以下の項目の内容をA4用紙3ページ以内で記載すること。

3-1 業務全体のセルフチェックの仕組に対する提案

3-2 計画的詳細調査業務の品質確保の取組に対する提案

3-3 構成企業間や、関係機関等との対外的な調整を円滑に行うための取組に対する提案  
(構成企業数に応じた内容)

注：使用する文字は11ポイント以上とすること。

(要領4)

【4 追加提案】

記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当→□

本業務で定める業務においての追加提案を、A4用紙2ページ以内で具体的に記載すること。

4-1 新たな手法や業務の進め方等、効率的・効果的な業務遂行に資する取組に対する提案  
(詳細調査(計画・緊急)、緊急清掃、緊急修繕、統括マネジメント)

4-2 横浜市職員や市内企業の技術力向上及び地域住民の下水道事業に対する理解促進に資する  
取組に対する提案(横浜市下水道事業に対する提案)

注：使用する文字は11ポイント以上とすること。

(要領5-1)

【5 業務実施体制 1 / 2】

記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当→□

本業務を確実に履行する実施体制の特徴、実施体制図及び代表企業と構成員の役割・予定価格、再委託の予定等の内容についてA3用紙2ページ以内で記載すること。	
5-1 構成企業数によらず、同一業務を担当する構成員同士、及び別業務を担当する構成員同士の連携がスムーズに図れる体制 (各構成員の役割、同一業務を担当する企業の連携、業務を超えた企業の連携、構成企業数に応じた体制)	5-4 危機管理、安全管理体制及び安全対策の方法
5-2 本市監督員との連絡を確実かつ速やかに行うための方法 (業務責任者、副業務責任者、主任技術者も含む)	5-5 休日や夜間も含め、緊急業務に迅速に対応できる体制

注：使用する文字は11ポイント以上とすること。

(要領 5-2)

【5 業務実施体制 2/2 (保有機材)】

記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当→□

本業務を実施するうえで、使用する機材及び車両等の状況について記載すること。

※ 記載欄が不足する場合は、表を複製し、複数枚にわたって記載すること。(※根拠資料を別途添付すること。)

5-3 委託期間中に詳細調査業務及び清掃業務で確実に使用できる機材や車両等について、実作業を担当する企業が保有またはリース(リース会社からリースする場合、または、業者間の賃貸借の場合)している契約状況を提案時点で確認できるか。

表 1 歩掛上の機材・車両の分類一覧

共通	送風機 (軸流式 50/60m <sup>3</sup> /min)
詳細調査	テレビカメラ車 (大口徑 2t 98kw) 本管テレビカメラ (直視側視式 大口徑 自走車等含む)
清掃	強力吸引車 (210kw 8t) 高圧洗浄車 (147kw 4t) バケットマシン (22kw 30PS バケット口径φ500mm) 小型高圧洗浄機運転工 (5.8kw) ダンプトラック (135kw 184PS 4t) 揚泥車 (147kw 4t)

※ ( ) 内の規格は参考とする。

※仕様と同等の業務内容が履行できる場合はその旨を記載すること。

機材等の名称	機材等の状態 (保有又はリース)	歩掛上の 機材・車両の分類	機材等を保有又は 管理している企業	確認できる書類等 ※根拠(写し等) を添付すること

注: 使用する文字は 11 ポイント以上とすること。

(要領6)

【6 地域貢献度】

記載内容が知的財産権等の排他的権利を有するものに該当→□

構成員における市内企業についてA4用紙2ページ以内で記載すること。

6-1 市内企業数

6-2 市内企業が担当する業務の割合(事業費ベース)

6-3 本市の下水道事業に係る災害時協定を締結している団体に所属している企業の数

●実施体制の詳細

	企業名	役割	予定価格	再委託等の 予定価格	市内企業 (○を 記載)	横浜市下 水道事業 災害時協 定の締結 団体への 所属
代表企業						
構成員						
構成員						
構成員						
構成員						

※必要に応じて上記表の行を追加して記載すること。

●実施体制図

注：使用する文字は11ポイント以上とすること。

(要領 7)

【7 企業の取組】

以下の内容について記載すること。

(ただし構成企業の1者でも該当していれば、チェックを入れること。)(※根拠資料を別途添付すること。)

7-1 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

(従業員101人未満の場合のみ加算)

策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画書の写し」を提出すること。(受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。)

7-2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定

(従業員301人未満のみ加算)

策定し、労働局に届け出ている

※「策定し、労働局に届け出ている」を選択した場合、労働局の受付印のある「一般事業主行動計画書の写し」を提出すること。(受付印がない場合でも、届出の事実が確認できる場合には加点評価する。)

7-3 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)

取得している、又は認定されている

※「取得している、又は認定されている」を選択した場合、「基準適合一般事業主認定通知書写し」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書の写し」を提出すること。

7-4 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得

認定されている

※「認定されている」を選択した場合、「認定通知書の写し」を提出すること

7-5 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率

2.2%を達成している

※「達成している」を選択した場合、証明できる資料を提出すること。

7-6 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAクラス若しくはAAクラスの認証

取得している、又は認証を受けている

※「取得している又は認証を受けている」を選択した場合、「健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)認定通知書写し」又は「横浜健康経営認証のAAクラス若しくはAAクラスの認証の写し」を提出すること。

7-7 横浜市地球温高対策計画書制度に基づく計画書の提出

提出している

※「提出している」を選択した場合、「計画書の写し」を提出すること。

7-8 中小規模事業者向け地球温暖化対策に基づく省エネ活動を推進しているか。

推進している

※「推進している」を選択した場合、証明できる資料を提出すること。

7-9 その他、環境に配慮した取組を実施しているか。

実施している

※「実施している」を選択した場合、内容が具体的に確認できる資料を提出すること。

7-10 公共事業以外で実施している地域貢献の取組はあるか。

地域貢献の取組を実施している

※「取組を実施している」を選択した場合、内容が具体的に確認できる資料を提出すること。

注：使用する文字は11ポイント以上とすること。



(様式9)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 結 果 通 知 書

貴共同企業体から提出のあった技術提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：横浜市中大口径下水道管路施設維持管理業務委託（南部）

結果1：受託候補者に特定しました。  
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果2：次の理由により、特定しませんでした。  
理由：××のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日 17 時 00 分までに下記  
担当者へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者  
所 属  
氏 名  
電 話  
F A X  
E-mail

(様式 10)

令和 年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 提案資格欠格通知書

次の件について、提案資格を喪失したことを通知します。

件名：横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

下記の理由により、提案資格を喪失しました。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和 年 月 日 17 時 00 分までに下記担当者へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail